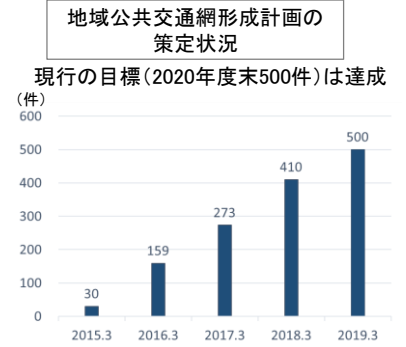
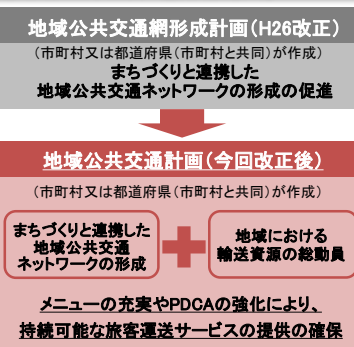


計画と補助との連動に関する説明会

神戸運輸監理部 兵庫陸運部

地域が自らデザインする地域の交通 【地域公共交通活性化再生法・道路運送法】

- 地方公共団体による「**地域公共交通計画(マスタープラン)**」の作成
 - ・地方公共団体による**地域公共交通計画(マスタープラン)**の作成を**努力義務化**
 - ⇒国が予算・ノウハウ面の支援を行うことで、地域における取組を更に促進(作成経費を補助 ※予算関連)
 - ・従来の公共交通サービスに加え、**地域の多様な輸送資源(自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等)も計画に位置付け**
 - ⇒バス・タクシー等の公共交通機関をフル活用した上で、地域の移動ニーズにきめ細やかに対応(情報基盤の整備・活用やキャッシュレス化の推進にも配慮)
 - ・定量的な目標(利用者数、収支等)の設定、毎年度の評価等
 - ⇒データに基づくPDCAを強化
- 地域における協議の促進
 - ・**乗合バスの新規参入等の申請**があった場合、国が地方公共団体に**通知**
 - ・通知を受けた**地方公共団体**は、新規参入等で想定される地域公共交通利便促進実施計画への影響等も踏まえ、**地域の協議会で議論し、国に意見を提出**



地域の移動ニーズにきめ細かく対応できるメニューの充実 【地域公共交通活性化再生法・道路運送法】

輸送資源の総動員による移動手段の確保

地域に最適な旅客運送サービスの継続

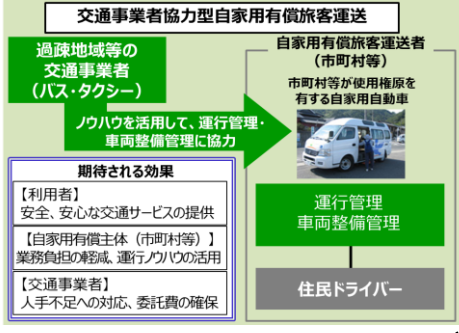
- 路線バス等の維持が困難と見込まれる段階で、**地方公共団体が、関係者と協議してサービス継続のための実施方針を策定し**、公募により新たなサービス提供事業者等を選定する「**地域旅客運送サービス継続事業**」を創設
- ⇒従前の路線バス等に代わり、地域の实情に応じて右の①～⑥のいずれかによる**旅客運送サービスの継続を実現**

実施方針に定めるメニュー例

- ① 乗合バス事業者など他の交通事業者による継続(縮小・変更含む)
- ② コミュニティバスによる継続
- ③ デマンド交通(タクシー車両による乗合運送(区域運行))による継続
- ④ タクシー(乗用事業)による継続
- ⑤ 自家用有償旅客運送による継続
- ⑥ 福祉輸送、スクールバス、病院、商業施設等への送迎サービス等の積極的活用

自家用有償旅客運送の実施の円滑化

- 過疎地等で市町村等が行う**自家用有償旅客運送**について、**バス・タクシー事業者**が運行管理、車両整備管理で協力する制度を創設
- ⇒**運送の安全性を向上**させつつ、**実施を円滑化**
- 地域住民のみならず**観光客を含む来訪者も対象**として明確化
- ⇒**インバウンドを含む観光ニーズへも対応**



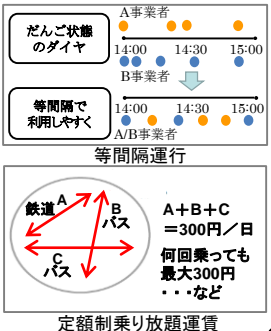
貨客混載に係る手続の円滑化

- 鉄道や乗合バス等における貨客混載を行う「**貨客運送効率化事業**」を創設
 - ⇒**旅客・貨物運送サービスの生産性向上を促進**
-
- 貨客混載

既存の公共交通サービスの改善の徹底

利用者目線による路線の改善、運賃の設定

- 【現状】地方都市のバス路線では、不便な路線・ダイヤや画一的な運賃が見直されにくく、利便性向上や運行の効率化に支障
- また、**独占禁止法のカルテル規制に抵触**するおそれから、**ダイヤ、運賃等の調整は困難**
- 【改正案】「**地域公共交通利便促進事業**」を創設
- ⇒路線の効率化のほか、「**等間隔運行**」や「**定額制乗り放題運賃**」「**乗継ぎ割引運賃(通し運賃)**」等のサービス改善を促進
- 併せて、**独占禁止法特例法**により、乗合バス事業者間等の共同経営について、**カルテル規制を適用除外する特例を創設**



MaaSの円滑な普及促進に向けた措置

- MaaSに参加する交通事業者等が策定する**新モビリティサービス事業計画の認定制度を創設**
 - ⇒交通事業者の**運賃設定に係る手続をワンストップ化**
 - MaaSのための**協議会制度を創設**
 - ⇒参加する**幅広い関係者の協議・連携を促進**
- ※MaaS: Mobility as a Service
- MaaSの事例(伊豆地域)
-
- 伊豆の東
- 2019.12.18 - 2019.12.19
- 12:12:07 A A 3:00:00 C 4:18:00
- 複数交通機関の一括フリーバスの提供

交通インフラに対する支援の充実

- 【地域公共交通活性化再生法・物流総合効率化法】
 - 鉄道建設・運輸施設整備支援機構による**資金の貸付制度**の対象として、LRT・BRT等のほか、以下の交通インフラの整備を追加(※予算関連)
 - ・地域公共交通活性化再生法に基づく認定を受けた**鉄道の整備**
 - ⇒交通ネットワークを充実
 - ・物流総合効率化法に基づく認定を受けた**物流拠点(トラックターミナル等)の整備**
 - ⇒複数の事業者の連携による物流効率化を促進
-
- 鉄道インフラ 物流拠点

地域公共交通計画の策定に関するポイント

1. 地域公共交通計画策定の意義

- 活性化再生法第4条において、「都道府県は各市区町村を超えた広域的見地から市町村と密接な連携を図り、活性化・再生に取り組む」、「市町村は主体的に地域公共交通の活性化・再生に取り組むように努めなければならない」と明示され、地方公共団体による地域公共交通への積極的な関与が法律の面からも求められている。

2. 地域公共交通計画と従来計画の違い

- 令和2年11月の法改正により、地域公共交通計画の作成が努力義務化されたほか、計画対象としてバス・タクシーなどの公共交通を中心に地域の輸送資源を総動員する計画とすることが可能となった。また、**定量的な目標設定や毎年度の評価等によりPDCAを実施することが位置づけられた。**

	地域公共交通計画 (令和2年～)	網形成計画 (平成26年～)	連携計画 (平成19年～)
計画の対象	<ul style="list-style-type: none"> ネットワークの確保・充実に加え、ダイヤや運賃などの面からもサービスを総合的に捉え改善や充実に取り組む 地域の輸送資源を総動員する具体策を盛り込むことができる 	<ul style="list-style-type: none"> バス路線などの専ら公共交通のネットワークの確保・充実（主に路線の再編や新規整備）を対象とする 	<ul style="list-style-type: none"> バス交通などの活性化・再生を目的としており、特定の交通機関に特化した計画の作成も可能
位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体による作成を法的に努力義務化 基本的に全ての地方公共団体において計画の作成や実施に取り組む 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体による作成が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村による作成が可能（ただし、複数市町村での作成も可能）
実効性確保	<ul style="list-style-type: none"> 定量的な目標の設定や毎年度の評価などの仕組みを制度化 定量的なデータに基づくPDCAの取組を強化 	<ul style="list-style-type: none"> 可能な限り具体的な数値指標を明示 原則として計画期間の終了時・計画の見直し時に達成状況を評価 	<ul style="list-style-type: none"> 可能な限り具体的かつ明確な目標を設定

3. 地域公共交通計画と運行費補助の連動化

- 改正法の施行に伴い、**地域公共交通計画の作成が『地域公共交通確保維持事業』による補助要件として定められることとなった。**このため、今後、**補助が必要な路線（幹線・フィーダー）については、補助の必要性や有効性、定量的な目標も含めて地域公共交通計画の中に位置づけることが必要となった。**

4. 従前の網形成計画の取り扱い

- 改正法の施行前に策定された網形成計画は、改正法施行後は地域公共交通計画とみなされるため、網形成計画を地域公共交通計画に転換するための手続き等は必要ない。
- 網形成計画を策定済みの自治体は、次回の計画見直しのタイミング等で、地域公共交通計画の記載事項を満たしているか確認が必要。
- 一方で、計画策定済みの自治体が新たに**利便増進事業等**を実施しようとする場合は、当該事業の位置づけを明確にした**地域公共交通計画**への見直しが必要となる。

5. 地域公共交通計画の記載事項（法第5条）

活性化再生法で定められている記載事項は以下のとおり。なお、計画策定にあたっては、基本方針への留意も必要となる。

記載事項	概要
①基本的な方針	計画が目指すべき将来像と、その中で公共交通が目指すべき役割を明確化し、取組の方向性を定める。また、まちづくり、観光振興等の様々な分野との連携を整理する。
②計画の区域	当該地域の交通圏の範囲を基に計画の区域を設定する。
③計画の目標	可能な①の基本的な方針に即して目標を設定する。
④事業・実施主体	目標達成のために提供されるべき地域旅客運送サービスの全体像・具体的なサービス水準を定める。併せて、その実現に必要な事業・実施主体を整理する。
⑤計画の達成状況の評価	達成状況の評価計画と評価を踏まえた見直し方針を立てる。
⑥計画期間	原則5年程度であるが、地域の実情に合わせて設定する。
⑦その他	その他、基本方針に基づき記載すべき事項があれば記載する。

記載に努める事項

- ① 計画に定められた目標を達成するために行う事業に必要な資金の確保に関する事項
- ② 都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携に関する事項
- ③ 観光の振興に関する施策との連携に関する事項
- ④ ①～③のほか、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に際し配慮すべき事項

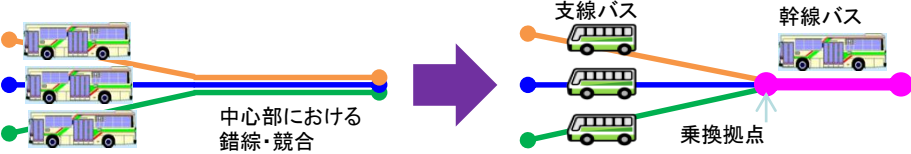


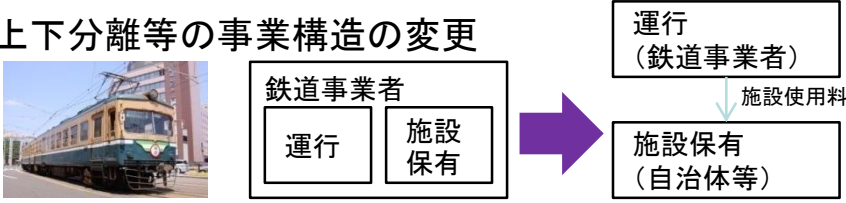
地域公共交通ネットワークの再編に対する重点的な支援

地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通ネットワークの再編に対して重点的な支援を実施。

- 地方路線バスの利便性向上、運行効率化等のためのバス路線の再編やデマンド型等の多様なサービスの導入
- LRT・BRTの高度化
- 地域鉄道の上区分離等

地域公共交通利便増進実施計画等

国の認定

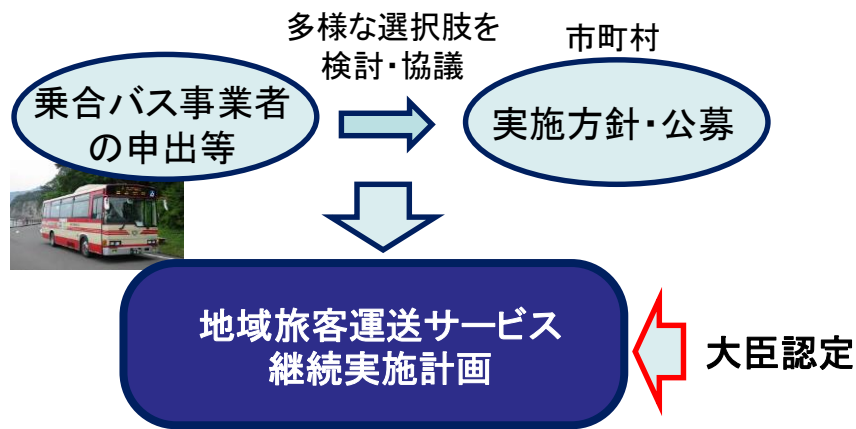
<p>バス路線の再編</p>	<p>地域全体での既存路線・ダイヤの見直し等</p> 
<p>デマンド型等の多様なサービスの導入</p>	<p>路線バス・定期航路事業からデマンド型タクシー・海上タクシー等への転換</p> 
<p>LRT・BRTの高度化</p>	<p>低床車両・連節バスの導入等</p>  <p>LRT (Light Rail Transit) : 低床式車両の活用等による地域の幹線交通システム</p> <p>BRT (Bus Rapid Transit) : 連節バス、バスレーン等を組み合わせた地域の幹線交通システム</p>
<p>地域鉄道の上区分離等</p>	<p>上下分離等の事業構造の変更</p> 

支援内容の充実







背景・目的

- 生活交通を担う路線バスが廃止される場合、現行法(6ヶ月前までの事前届出)ではサービスの維持について、十分な検討や調整ができず、サービスの廃止や代替となるコミュニティバス等導入による市町村等への負担となっている。
- そこで、廃止を検討する乗合バス事業者の申し出等を受け、関係者がサービス継続のあり方を協議し、公募により代替となるサービスへの転換を図る「地域旅客運送サービス継続事業」について、改正地域公共交通活性化再生法において創設したところであり、同事業の活用によるサービスの継続・効率化を支援。

サービス継続の例



(実施方針に定めるメニュー例)

- ① 乗合バス事業者など他の交通事業者による継続 (縮小・変更含む) 
- ② コミュニティバスによる継続 
- ③ デマンド交通 (タクシー車両による乗合運送 (区域運行)) による継続 
- ④ タクシー (乗用事業) による継続 
- ⑤ 自家用有償旅客運送による継続 
- ⑥ 福祉輸送、スクールバス、病院や商業施設等への送迎サービス等の積極的活用 

計画策定

- 【補助対象事業者】地域公共交通活性化再生法に基づく法定協議会
- 【補助対象経費】地域旅客運送サービス継続実施計画策定に必要な経費 (協議会開催等事務費、データ収集、短期間の実証調査等)
- 【補助率】1/2 (上限500万円)

サービス継続事業に係る運行費補助

- 【補助対象事業者】地域公共交通活性化再生法に基づく法定協議会
- 【補助対象経費】認定された地域旅客運送サービス継続実施計画に基づく事業の総収支差
- 【補助率】1/2
- ※タクシー(運賃低廉化)については、市町村からの負担額を補助対象経費とし、100万円を上限として補助。
- ※サービス継続事業の認定を受けた系統については、フィーダー系統に係る運行費補助の要件を一部緩和。